

## 医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について

2024年（令和6年）4月から勤務医に対する時間外・休日労働の上限規制が適用されました。医療機関が地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師に上限規制を上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、都道府県知事の指定を受ける必要があります。

### 1 勤務医の時間外・休日労働の上限規制

- 2024年4月以降、勤務医の時間外・休日労働時間については、36協定上の上限及び36協定によっても超えられない上限をともに、原則年960時間（A水準）・月100時間未満（例外あり）とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（B水準・連携B水準）及び集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）として、年1,860時間・月100時間未満（例外あり）の上限時間数が設定されました。
- A水準の場合は都道府県知事による指定は不要ですが、B・連携B・C水準を適用するには、各水準に求められる医療機能等の要件を満たしていることを前提に、都道府県知事から指定を受ける必要があります。

#### 上限規制の適用分類

指定の種類	年の上限時間	指定要件概要
A水準	960時間	原則（指定取得は不要）
B水準	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了	<p>◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・6事業」]双方の観点から、</p> <p>i 三次救急医療機関</p> <p>ii 二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病6事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」</p> <p>iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p> <p>iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関</p> <p>（例）精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関</p> <p>◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関</p> <p>（例）高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児</p>

		童精神科等
連携 B 水準	1,860 時間 ※2035 年度末 を目標に終了	◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの
C - 1 水準	1,860 時間	◆都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関
C - 2 水準		◆「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術手法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2 水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること

## 2 特定労務管理対象機関の指定申請までの流れ

特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関は、(1) 医師の労働時間の短縮に関する計画(以下、「医師労働時間短縮計画」という。)の案を作成し、(2) その計画について医療機関勤務環境評価センター(以下、「評価センター」という。)の評価を受審し、(3) 評価結果を踏まえ、県へ指定申請します。

なお、C-1 水準を目指す医療機関は、上記に加え、臨床研修・専門研修プログラム/カリキュラム内へ時間外労働時間数を明示し、C-2 水準を目指す医療機関は、上記に加え、厚生労働大臣の確認(C-2 水準関連審査)を受けて県に指定申請をします。

### (1) 医師労働時間短縮計画(案)の作成

- ・特定労務管理対象機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、医師労働時間短縮計画(案)及び医師労働時間短縮計画作成ガイドラインに規定された参考資料(以下、「参考資料」という。)を作成します。
- ・「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン(令和6年11月改正版)(令和6年11月厚生労働省)」、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン(評価項目と評価基準)(第1版)(令和4年4月厚生労働省)」、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン解説集」を参考に作成してください。

### (2) 医療機関勤務環境評価センターによる医師労働時間短縮計画(案)等の評価

- ・評価センターへ医師労働時間短縮計画(案)を提出し、労務管理を行うための体制、労働時間の短縮のための取組等について評価を受ける必要があります。

**※評価センターの評価は数ヶ月を要することがありますので、指定を受ける予定のある医療機関は計画的に評価センターの評価を受審してください。**

- ・評価センターへの提出方法等  
詳細はホームページを御覧ください。

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

※評価センターへ医師労働時間短縮計画(案)を提出した場合は、県にも参考送付願います。

### (3) 都道府県への指定申請

- ・(2) の評価センターの評価結果受領後、都道府県に指定申請書類を提出します。

#### (指定までに必要なプロセス)

	医師労働時間短縮 計画(案)の作成	評価センターによる 評価の受審	臨床研修・専門研修プログラム ／カリキュラム内へ時間外・休日 労働時間数を明示	厚生労働大臣に よる確認 (C-2 水 準関連審査)	県へ指定申請
B 水準	○	○	—	—	○
連携 B 水準	○	○	—	—	○
C-1 水準	○	○	○	—	○
C-2 水準	○	○	—	○	○

## 3 特定労務管理対象機関の指定申請の方法

### (1) 審査基準

- ・各水準の審査基準は別添「審査基準」とおりです。

### (2) 提出書類

- ・各水準で必要な書類が異なります。以下の書類を御提出ください。

各水準共通
①指定申請書（各水準に応じた様式）
②医師労働時間短縮計画（案）及び参考資料
③医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類（医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の報告書）
④医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類（様式 5：誓約書）
⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類（③の添付のみで可）
特定地域医療提供機関（B 水準）
○医療法第 113 条第 1 項各号に規定する業務があることを証する書類（ただし県医療計画等により確認可能なものについては提出不要）
・第 1 号（救急医療）
・第 2 号（居宅等における医療）
・第 3 号（地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療）
連携型特定地域医療提供機関（連携 B 水準）
○医療法第 118 条第 1 項の指定にかかる派遣の実施に関する書類（参考様式：派遣先医療機関一覧）
技能向上集中研修機関（C-1 水準）
○医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類（臨床研修プログラム又は専門研修プログラム／カリキュラム）
特定高度技能研修機関（C-2 水準）
○医療法 120 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類（審査組織に申請した医療機関申請書）

指定後すぐに C-2 水準適用の該当医師がいる場合は該当医師の技能研修計画（匿名化）

○医療法第 120 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類（審査組織による審査結果の通知書）

### （3）申請期間

- ・申請は随時受け付けています。指定には、県医療審議会への意見聴取等、必要な手続きを踏まえて 4 ヶ月程度かかる場合があります。申請を予定している医療機関におかれては、あらかじめ県へ御相談ください。

### （4）申請方法

- ・G-M I S（厚生労働省医療機関等情報支援システム）又は電子メールにより申請をお願いします。

<G-M I S ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<電子メール提出先>

[imuka@pref.gunma.lg.jp](mailto:imuka@pref.gunma.lg.jp)

## 4 指定について

- ・県における審査後、結果を通知・公表します。

## 5 指定申請書提出先・問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1

群馬県健康福祉部医務課 医師の働き方改革担当あて

電話：027-226-2540

FAX：027-223-0531

E-mail：imuka@pref.gunma.lg.jp